

訪問型サービスAの合成単位について

1. 基本単位

(10円/単位)

	算定項目	2021年3月まで	2021年4月から9月まで	2021年10月以降
訪問型サービスA	週1回(月4回まで)	226単位/回	237単位/回	236単位/回
	週1回(月5回以上)	1,003単位/月	1,036単位/月	1,035単位/月
	週2回(月8回まで)	231単位/回	240単位/回	239単位/回
	週2回(月9回以上)	2,006単位/月	2,069単位/月	2,067単位/月

2. 介護職員処遇改善加算相当

介護職員処遇改善加算相当(I)～(V)及び介護職員処遇改善加算相当(初回加算分)の合成単位数は、加算の割合(例:実施単位数の137/1,000程度や100/1,000程度等)に変更はないが、実施単位数が「上記1. 基本単位」に変更することに伴い、増加する場合があります。

3. 訪問介護員従事加算

(10円/単位)

加算名称	算定項目	基本単位	加算(2019年10月以降)
訪問介護員従事加算	週1回(月4回まで)	1. 基本単位参照	+10単位/回
	週1回(月5回以上)	1. 基本単位参照	+50単位/月
	週2回(月8回まで)	1. 基本単位参照	+10単位/回
	週2回(月9回以上)	1. 基本単位参照	+100単位/月

※サービスを提供した者が無資格者(ただし、那覇市の研修等を受講した者に限る)ではなく訪問介護員であった場合にのみ加算する。

※訪問介護員従事加算は、処遇改善加算の実施単位には算定されない。

例:週1回程度の利用で、1月に4回利用した場合は 10単位×4回=40単位 加算される

例:週2回程度の利用で、1月に9回利用した場合は 100単位 加算される。